

# 商工会だより

第66号  
 山口県央商工会事務局  
 本所・阿知須支所  
 0836-65-2129  
 秋穂支所  
 083-984-2738  
 阿東支所  
 083-956-0032



**あいおいびり  
世界選手権**

8月24日(日)、秋穂の海水浴場にて「第24回あいおいびり世界選手権大会」が開催されました。

昨年度は、台風の影響で中止となり、今年度も開会式直前まで雨が降り続く状態でしたが、競技を開始する時には雨も止み、2年ぶりに無事開催することができました。

当日は、50、423人の応募の中から33倍の競争を勝ち抜いて選ばれた1、500人が参加をされ、中には、県外(東京・愛知・富山・佐賀・京都・兵庫など)

ならびに海外(アメリカ・スペイン・中国・韓国・アフガニスタン・インドなど)の方々もいらつしやいました。

本大会は、ピストルの合図と同時に、干潟に放流された生きた車えび15,000尾をめぐって参加者が一斉に海の中へ走つていき、40分間の制限時間中に捕まえた車えびの数で順位が競われます。そのため、参加者の皆さんは少しでも多く捕まえようと、水浸しになりながらも、一生懸命に砂を掘りながら、熱い戦いを繰り広げていました。

今年の優勝者は、福岡県在住の男性で、捕まえた車えびの数は、なんと、117尾!以下、2位が100尾、3位が96尾という結果になりました。

今年の夏は雨が多く、県内でも複数の屋外イベントが中止になる中、予定通り開催でき、多くの方にご参加頂いたおかげで、盛大に終わることができました。

## 平成26年度 商工会議所・商工会 ビジネスドラフトやまぐち

### 「イントリー企業募集」

今年度、山口商工会議所連合会と山口県商工会連合会が連携し、会員の皆さまを対象に、新たなビジネスチャンスを提供することを目的として、事前調整型の商談会「平成26年度商工会議所・商工会ビジネスドラフトやまぐち」を左記のとおり開催することが決定いたしました。

商工会の会員であれば、業種や業態、規模などに係わらず、ご参加いただけますので、新たな取引先の開拓ツールとして、ぜひご利用ください。

◆開催日時◆  
平成27年2月4日(水)  
2月5日(木)

◆開催場所◆  
10時~16時

◆参加資格◆  
ANAクラウンプラザホテル宇部 商工会会員

◆参加料◆  
無料

◆エントリー受付◆  
平成26年10月1日(水)  
11月10日(月)

◆エントリー方法◆  
《専用サイト》  
<http://www.ymg-bizdra.jp>

なお、商工会に、エントリーシート付きのパンフレットがございますので、そちらを使用してFAXで申し込んでいただくこともできます。

◆その他◆  
商談会当日は、製品や商品、パンフレット等を展示するスペース(無料)が設けられます。

ただし、冷蔵の陳列ケースなどは準備されません。また、重量のある大きなサイズの製品等の持ち込みもご遠慮ください。

### ご注意を!

#### 「株」TFGを名乗る 金融業者に注意を!

県内商工会管内において、事業主に対し、「株」TFGという社名を名乗る会社がある。事業資金貸付の勧誘を直接FAXで行うケースが発生しています。

当企業については、企業実態が無く、関東財務局から警告文書等が出されるなどしています。その他にも、下記の通り疑わしい事項が数点挙がっておりますので、ご報告いたします。

聞いたことない社名からの電話やFAXにはご注意ください。また、ご希望の電話やFAXには、お問い合わせいただけますよう、お願いいたします。

また、当事例のような案件が発生しましたら、急いで行動を起こされる前に、まずは商工会職員にご相談ください。

- 【該当社名】  
(株)TFG (TFG(株)など類似の社名を用いる場合もあり)  
「疑わしい事項」
- ①所在地：東京都港区愛宕2-5-1  
→上記住所に該当社名なし
  - ②電話番号：03-4434-8450  
→104に番号届出なし
  - ③振込口座：住信SBIネット銀行 イチゴ支店  
普通5357420 ムラナカヒトシ
  - ④関東財務局からの類似社名に対する警告表示

いま一度  
確認を!!

**印紙税の非課税額は  
5万円未満**

平成26年4月から、印紙税の非課税額が3万円未満から5万円未満に拡大されています。過誤納してしまわないように、領収書を出される際は、お気を付けください。

なお、「商工会だより第52号」でもご紹介しました通り、領収書の記載方法によっては数通りあり、その書き方によって収入印紙の添付が必要か否かが違ってきます。ここで改めてご紹介いたします。

①

〇〇様  
金 ¥50,760 -  
上記金額を領収いたしました。

②

〇〇様  
金 ¥50,760 -  
(税抜金額 ¥47,000)  
上記金額を領収いたしました。

①のように消費税額が不明確な場合、総額で印紙税額が判断されます。そのため、領収額が5万円以上となり、収入印紙を添付しなければなりません。

一方で、消費税額が明示されている又は②のように消費税額が容易に計算できる場合は、税抜金額で印紙税額が判断されます。したがって、5万円未満となり添付の必要はありません。このように、領収書を作成する際、記載方法が印紙代の節約につながってきますので、いま一度、ご確認ください。

新しく会員としてご入会いただき、ありがとうございます。

**新会員の紹介 (敬称略)** 平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日

新入会員の皆さまを、ご紹介いたします。

地 区	事 業 所 名	代 表 者	所 在 地	TEL	FAX
		事 業 内 容			加 入 日
阿 東	西村商店	西村 新二	阿東地福上1887-2	(083)952-0610	
		たばこ小売業			H26.4.1
秋 穂	(有)山世水産	渡壁 理一郎	秋穂二島437	(083)984-2304	(083)984-2305
		水産加工			H26.4.1
阿 東	松本中小企業診断士事務所	松本 宏之	阿東徳佐中1033-2	090-9155-8929	
		コンサルティング			H26.4.22
阿 東	長門峡新聞販売所	村田 昭雄	阿東篠目546-3	(083)955-0008	(083)955-0008
		新聞販売			H26.6.1
秋 穂	テクノリユース	長田 良治	秋穂東7519	(083)984-2185	(083)984-2185
		鉛バッテリー再生			H26.6.13
阿知須	西村商店	西村 元次	阿知須3190-5	(0836)65-2070	
		酒類小売業			H26.6.19
阿 東	特定非営利活動法人 ほほえみの郷 トイトイ	西村 新二	阿東地福上1886-1	(083)952-1800	
		生活支援 (小売業他)			H26.7.1
秋 穂	秋穂小銭すし	山下 一夫	秋穂東6012	(083)984-2108	
		飲食業			H26.7.29
阿知須	ろくりんかん 六 麟 館	沖田 京子	阿知須509-17	(0836)65-5027	(0836)65-5027
		整体			H26.8.1
秋 穂	(有)フジ工業	藤村 勇	秋穂東5891	(083)984-3105	(083)984-0315
		解体工事			H26.8.4
阿知須	はな家	藤田 雪子	阿知須4763-1	(0836)65-3800	
		飲食業			H26.9.3

**山口県最低賃金が  
変わります**

山口県最低賃金が左記のとおり改正されることになりました。

《改正前》

1時間 701円

《改正後》

1時間 715円

(平成26年10月1日から)



※今回の改正により、山口県百貨店、総合スーパー特定最低賃金の1時間710円(平成21年12月15日改正)を山口県最低賃金が上回るようになるため、当該使用者も、平成26年10月1日以降は、山口県最低賃金の1時間715円以上を支払う必要があります。

最低賃金よりも低い賃金で労働者を使用することはできませんので、ご注意ください。



**大丈夫ですか？**

時間外労働や休日労働には、事前に『時間外・休日労働に関する協定(36協定)』の届け出が必要です。

労働基準法では、法定労働時間を原則1日8時間、1週40時間(10人未満の労働者を雇用する商業、保健衛生業、接客娯楽業、映画・演劇業は、特例が認められ1週44時間)と定めています。

す。これを超えて労働させる場合は、あらかじめ、「何時まで延長するか」または「休日出勤はいつ・何時までするのか」など、時間外・休日労働に関する協定(36協定)を労使間で締結し、所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。36協定を届け出ずに労働者に法定の時間外・休日労働をさせてしまうと、労働基準法第32条、35条違反となります。

また、36協定には有効期間を定めることになっています。有効期間が切れるとその後の効力がなくなり、引き続き、時間外や休日労働を行わせる場合は、改めて協定の届出が必要になります。

まだ届出を行っていない事業主の方は、山口労働局のホームページにあります



労働に関する  
あれこれ

「労働に関するあれこれ」ボタンから36

協定届の様式や記入例を入手していただき、過半数労働者代表等と協定して所轄の労働基準監督署に届け出てください。

**【お問い合わせ先】**

山口労働基準監督署  
083-922-1238